

『伊勢物語器水抄』における秘伝の意義

—帰納的なアプローチによって—

Jamei NEWHARD

—

『伊勢物語器水抄』は、蓬左文庫所蔵の孤本の写本で、諸注集成の性格を持っている、伊勢物語のいわゆる旧注時代の注釈である。慶長十三年の跋文を持ち、箱書に「烏丸光広卿筆」とあり、そして極札にも「烏丸光広の御手跡也」とあるが、大津有一氏、田中宗作氏、山本登朗氏により、光広の著作ではないだろうということが指摘されている。山本氏によれば、慶長十三年の跋文さえ信頼できないもので、書誌学上の課題を残すテキストである。¹⁾ <表1>に見えるように、慶安元年跋、同五年刊の一華堂切臨作『伊勢物語集注』と深い関係にあることは明らかであるが、その詳細もまだよく分かってはいない。

『伊勢物語器水抄』がありふれた諸注集成の一つなら、著者の問題などは、単に好奇心の追求に過ぎないかもしれないが、『伊勢物語器水抄』には、延宝七年刊の『伊勢物語秘訣抄』以外にはどこにも見られない七十余个の「口伝」を載せるなど興味深い注釈を記しているものである。

『器水抄』の書誌学上の問題は、いまだ解決出来ないが、今回の試みは、『器水抄』に対するアプローチの第一歩として、この口伝の中の、『器水抄』の序文に触れている「虚実の大事」²⁾に関する口伝の内容を帰納的な方法で検討することで、『器水抄』独特の重要な口伝の意義を少しでも解明しようとするものである。

<表1> 『伊勢物語器水抄』と『伊勢物語集注』の引用されている注釈類

伊勢物語器水抄	伊勢物語集注
伊勢物語愚見抄 (一条兼良作、1460-1474年)	『集注』と方々一致している
伊勢物語肖聞抄 (宗祇講、肖伯筆記、1477-1491年)	
伊勢物語惟清抄 (三条西実隆講、清原宣賢筆記、1522年)	
伊勢物語闕疑抄 (細川幽斎作、1596年)	
伊勢物語九禅抄 (九条種通作、十六世紀後半)	
「実澄云」 (=三条西実隆の孫。三条西実枝とも)	『集注』における「師云」の説 (一華堂乗阿説)と方々一致している
「抄云」	
指定されていない説	
「口伝云」「伝授云」「秘説云」「習あり」等	『集注』になし

二

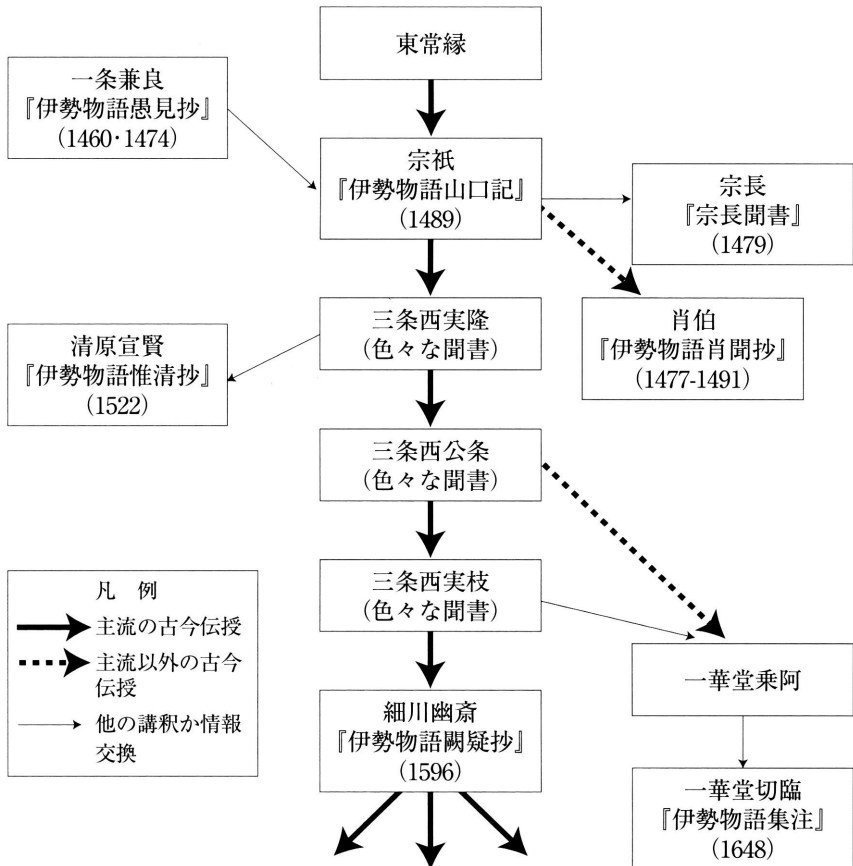
虚実の問題は、伊勢物語の注釈史を通して、決定的なほど重要な問題であった。中世初期の伊勢物語古注、例えば『冷泉家流伊勢物語抄』の場合は、物語のあらゆる人物と事件が歴史上の事実であることを前提として、物語の底に潜んでいる事実を穿ち出すことが注釈者の役割であった。このような方法が、荒唐無稽な解釈を引き出すことは、驚くほどではない結果であろう。

伊勢物語の旧注の最盛期は中世後期で、一条兼良の『伊勢物語愚見抄』における古注の方法に対する否認から始まるが、兼良を除けば、次の『伊勢物語肖聞抄』『伊勢物語惟清抄』『伊勢物語闕疑抄』などの主の旧注は古今伝授を受けたり伝えたりした二条家の人々とは密接に関連している。<図一>は、主な旧注の書いた、あるいは講釈した人物の関係と伊勢物語旧注の流れと古今伝授の流れとの関係を概略で示すものとして挙げた。図の下の方に見える細川幽斎

の『伊勢物語闕疑抄』は、三条西実枝の講釈をベースにして、上の注釈も組み入れて、当時の二条家（つまり宗祇・三条西家）流の考え方をよく代表すると思うので、これからの引用は『闕疑抄』から引くことにした。³⁾

この旧注の特徴の一つとして、古注に対して、強く批判的な立場から書かれたことが挙げられる。しかし、それにも拘らず、特に宗祇・三条西家関係の旧注の中に冷泉家流古注の解釈も含まれる事は、既に青木賜鶴子氏によって指摘されている。⁴⁾ この解釈は大凡、あらゆる登場人物に実在の人の名をあてるといふ冷泉家流古注の特徴につながる。

＜図一＞主な伊勢物語旧注釈と古今伝授の流れ



登場人物に名をあてることは、伊勢物語のファクトとフィクションの問題に密接に関連していると思われる。この問題については、『伊勢物語闕疑抄』の序は以下のように述べる。

一説に、七条后温子 昭宣公女に、伊勢が書て参らせたと云。宇多の御門へたてまつると云義は不用之。伊勢は七条后にさぶらひたる者也。業平の事などよく知たる者也。業平の自身書たる物もちて、其内に詞を加へて、作物語として参らせたと云うべき也。されども、源氏物語のやうに一向につくり物語にてはなし。業平の一生を書かへて、其内へふるき哥、又別の事をも書くはへてたてまつれる物也。畢竟は、此義におちつく也。詠歌大概にも、古今・伊勢物語・後選・拾遺を学ぶべきよしあり。古今の次に伊勢物語をのせ、さて後選とあるうへは、尤賞翫すべき事也。されば、二条家三代集伝授にも、先此伊勢物語を初によむ事也とあり。源氏は虚を實に書たり。此物語は實を虚に作り。しかるを僻案の説に、虚を實にいひなさんとする故に、惑説出くる也。實をば實にし、虚をば虚にみれば、あひまぎる事なし。是此物語の口伝也。業平一期の間に有し事をかきのせ、又それにふるき哥など書かへたる所は、作物語のならひ也。

この口伝についての発言「實をば實にし、虚をば虚にみれば、あひまぎる事なし。」は、意味のない同語反復に見えるかもしれないが、この序文以降を検討して行くと、実際に、ファクトとフィクションに関する、宗祇・三条西家流の旧注における明確な特異性を見出すことが出来る。

つまり、『冷泉家流伊勢物語抄』が物語の登場人物に実在の女性の名前をあてる箇所的大部分は、旧注では「この女、誰ともなし」としたり、その指定を無視したりする（<表2>参照）。しかし、特に意味深いと思う特異性を示すのは、旧注の『冷泉家流伊勢物語抄』の解釈と合致する箇所である（<表3>参照）。そうした箇所の殆どは、テキストにおける証拠に基づいているけれども、そのような証拠がない箇所では、旧注の論理は『冷泉家流伊勢物語抄』の論理

<表2>古注における登場人物の指定に対する旧注の応答

	肖聞抄	惟清抄	闕疑抄
コメントなし	30	67	54
「此女誰ともなし」 冷泉家流解釈の拒否等	30	2	8
一般的コメント	8	4	3
「作り物語也」	6	2	8
冷泉家の解釈と合致する	17	13	15

<表3>『肖聞抄』『惟清抄』『闕疑抄』における登場人物の指定

段	冷泉家伊勢物語抄	肖聞抄	惟清抄	闕疑抄	証 拠
3	二条后	二条后	二条后	二条后	段末注記
4	二条后	二条后	なし	二条后	「東五条わたり」
5	二条后	二条后	二条后	二条后	段末注記
6	二条后	二条后	二条后	二条后	段末注記
18	小野小町	小野小町	誰ともなし	誰ともなし	
19	紀有常女	なし	なし	なし	
23	紀有常女	紀有常女	紀有常女	紀有常女	
26	二条后	二条后	二条后	二条后	「五条わたり」
29	二条后	二条后	二条后	二条后	「春宮の女御」
49	業平の妹	業平の妹	業平の妹	業平の妹	「むかし男妹のいとおかしげをおいて」
65	二条后	二条后	なし	作り物語	段末注記（水のおの御時なるべし等）
69	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮 (恬子内親王)	伊勢の斎宮 (恬子内親王)	伊勢の斎宮 (恬子内親王)	段末注記
72	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮	なし	伊勢の斎宮	「伊勢のくになりける女」
75	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮	なし	伊勢の斎宮	むかし、おとこ、伊勢のくにとゐていきてあらむ
76	二条后	二条后	作り物語	作り物語	「むかし、二条のきさき」
79	四条后 (業平の姪)	業平の姪	業平の姪	業平の姪	段末注記
102	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮	伊勢の斎宮	段末注記
107	業平の妹	業平の妹	業平の妹	業平の妹	

と相当に異なる。

例えば、『冷是家流伊勢物語抄』も、宗祇・三条西家流の旧注も、第二十三段の井筒の話の女性を紀有常女と見なす。『冷泉家流伊勢物語抄』は、業平が五歳の時に有常女と肉体関係をもったと書いてある偽書を引用して、その注釈における典型的な方法で立証を試みる。⁵⁾ 旧注の講釈者も皆この女を同じ紀有常女とするが、その説明として「此段に有恒の女と名をあらわすは、貞女の名譽をしらする也。」と言う。

第四十九段も類似の例である。

むかし、男、妹のいとおかしげなりけるを見をりて、

うら若みねよげに見ゆる若草を人のむすばむことをしぞ思
と聞こえけり。返し、

初草のなごめづらしき言の葉ぞうらなく物を思ひけるかな⁶⁾

最初の歌に対して細川幽齋の『闕疑抄』は、

常には業平の妹をけさうしてよむといへども、しからず。妹を不便に思ひて、憐愍にていへる也。ねよげには、草の根によけてぬる事をいへり。我は妹を子細なしとみれども、人の心万差なれば、何たる幸をもひかずしてやあらんと、心ぐるしく思ふ也。此心、末にてみえたり。

と注釈する。そして返歌に対しては、

御説、初草はめづらしきといはんとてをきたる字也。是ほど我を大切におぼしめす事と有りがたくおもふ也。源氏あげ巻に、匂ふ兵部卿の一品の宮に絵をみせ参らせらるゝ時、うらなく物をといひたるひめ君も、ざれてにくゝおぼさると云り。是よきとりあはせにてはあり。されども、此哥の心をばかくは心得まじき也。二条家の心などに、さらにさやうには有まじき事也。伊勢物語・源氏などは、好色をば本とせず。毛詩三百篇も男女の事をもつて、政

道の本とせり。物を調ふる事、女なりと云故也。それを只好色の方を本として云べき事、何の曲もなき事也。梵網經などにも、いましめてかけり。梵網經。十重禁戒之中第二姪戒云、不捉畜生乃至母女姉妹六親行姪無慈悲心者是菩薩波羅夷罪といふも、兄弟の事にいひたる也。かやうのいさめをなさん為に書たる物也。女子などをば、いかにも能はぐくむべき事を云義が肝要也。ここをならひに申也。いもうとに心を付て、行末を思ひたる所、後に露顕する也。「うらなく」は底に徹してか様におほしいれたる心よと見て、にくき方とは思ふべからず。

この段に限らず、「政道」に対して何の関心も示さない幽齋が、ここで『詩経』等を解釈の根拠とするのは、説得力のない方法と思う。さらに、伊勢物語を「好色をば本とせず」とする結論に至るために、この四十九段の解釈と完全に矛盾している源氏物語の文章を引用することは、何と言ってもおかしい方法と言えるであろう。

ところで、最後の「いもうとに心を付て、行末を思ひたる所、後に露顕する也。」というところは、第百七段への言及である。

昔、あてなるおとこ有りけり。そのおとこのもとになりける人を、内記にありける藤原敏行といふ人、よばひけり。されど、まだ若ければ、文もおさおさしからず、言葉も言ひ知らず、いはむや歌は詠まざりければ、このあるじなる人、案を書きて、書かせてやりけり。

ここに対して『闕疑抄』では

あてなる男、業平也。其男のもとなりける女、業平の妹也。初草の返哥せし人也。[中略] 文もおさおさは、女の、文にまだ長ぜぬ也。おさおさは、優也。治也。長也。おさおさしからずは、何事も優長ならぬ心也。ことばもいひしらず、手は子細なけれども、文の詞艶書などのうあうるしきさま也。哥はえよまざりければ、前に初草の返哥よめり。一向によまざるにはあらず、

よくよまぬと云なるべし。あんをかきて、敏行は手書、歌よみなれば、あしき哥をよませては見おとさんと思ひて、業平の文の詞案をかける也。業平の、ねよげにみゆる若草と云哥をよみて、妹をけさうしたるなど云は、あしき説也。さなき事は、此段にて能聞えたり。妹をはぐくみたる事とみるべきと也。

百七段の文章をそのまま読むと、この女が男の妹であるという証拠は何も出て来ない。それなのに、わざわざ旧注が冷泉家流解釈を採用しているのは、ただ、先に挙げた四十九段に対する慎重で温和の解釈によく合致するからであろう。つまり、業平が以前に妹を恋愛の意向で見ていたのなら、何で今さら他の男とあわせようとするのであろうか。又、このような解釈をする為に、前に初草の歌を詠んだ女が今「いはむや、うたはよまざりけ」る状態になってしまったという矛盾を「一向によまざるにはあらず、よくよまぬと云なるべし」というこじつけで解決してしまう。

第六十九段の伊勢の斎宮の場合も、好色と思われる危険性を回避しようとする傾向がみられる。旧注の講釈者達にとって問題になるのは、斎宮が業平との密会に決して否定的ではない（あはじとも思えらず）こと、そして、三時間も「なにごとも語らはぬ」うちに業平と斎宮は一体何をしていたのかということである。この二つのポイントについて『闕疑抄』は、

おさなくより、斎宮に立給へば、夫婦のかたらひをも知給はねば、あはん事とも、逢ふまじき事とも知給はざる也。此心末にみゆ。

そして「まだ何事もかたらはぬ」に対して、

たしかにあひたてまつるとかかず。筆勢おもしろし。されども逢申たる事は有るぞしつらん。さるにや高階氏は斎宮腹とて、今に此氏は参宮不叶云々。高階峰緒子 師尚。実は業平の息也と云。

と注釈している。齋宮に好色への志向がないにも拘わらず、彼女の無邪気さ自体が困難を起こしたという解釈である。この驚くべき高階師尚の説は、藤原行成の日記である『権記』に見える等早い時期から確認できるし、『尊卑分脈』の系図にも師尚が業平の子として記入してある。⁷⁾ 他のところにも見える好色に対する神経質さからして、業平と齋宮が実際に密通に陥ったという解釈には驚かされるが、それは懐妊の話を先に事実として認めたので必要となったと考えられる。

旧注の読みでは、齋宮はその後、二回段末注記をもたない段に登場する。第七一段は、「むかし、男、伊勢の国なりける女、又えあはで、隣の国へ行くとて、いみじう怨みければ」と始まり、六十九段の詳細に同じで、差し支えないかもしれないが、第七十五段は、

むかし、おとこ、伊勢のくにゝゐていきてあらむ、といひければ女

おほよどのはまにおふてふ見るからにこゝろはなぎぬかたらはねども
といひて、ましてつれなかりければ、おとこ、

袖ぬれてあまのかりほすわたつうみのみるをあふにてやまむとやする
女、

いはまよりおふるみるめしつれなくはしほひしほみちかひもありなむ
又、おとこ、

なみだにぞぬれつゝしほる世の人のつらき心はそでのしづくか
世にあふことかたき女になむ。

『闕疑抄』は最後の文章に対して

尤面白趣向也。肖聞、一度逢たりし後、つゐにつれなし。齋宮のすき心にあらざる事、ここにてみたり。一夜の契りにて懐妊ありしも、さる宿縁にや。業平の名誉也。神に通じたる証拠也。其末孫は今の高階氏に至るまで太神宮へ参る事叶はず。そのしるし掲焉也。

と、これもまたご都合主義的な解釈を行う。この段の文章には、斎宮自身が全く姿を現さないのに、「伊勢の国」と書いてあるだけで、この段も斎宮の本質を表す証拠として、そしてもう一度業平の罪を美德に変化させるわけである。紀有常女、業平の妹の場合と同じように、宗祇・三条西家流旧注の目的は、冷泉家流登場人物の名づけを巧みに操り、みだらな印象を中和しようとし、そして業平の行動をよい行いとして読み直そうとするのである。

三

旧注の講釈者は一体どういう意図でこれほど一貫して曲解だらけの読み方をしているであろうか。殆どの場合においては、冷泉家流伊勢物語古注の解釈を明白に拒否するのに、なぜとところどころに、薄弱な根拠や推理に基づいて、冷泉家流伊勢物語古注と同じ解釈を採用するのであろうか。

青木氏や大津有一氏が引用する次の諸書の記載は、こうした疑問に対し示唆的な発言と言えるであろう。

- A 東常縁ハ、サシタル人ニテモナキ物ニハ以古注よむ。よき門弟ニハ本式ニヨムト云々（『逍談称聞』という実隆講、公条筆記の聞書より）
- B 昔ハ古注ヲ用タレドモ、定家ニハ物語ノ上バカリヲ本トセリ。宗祇モハジメツカタハ古注ヲマジヘテヨミタリ。（同上）
- C 二条家にも、もとは古注をもて読てきかする事あり。道に執心ふかき人には、其上にて古注を捨て、只今よむ当流の趣をよみつたへたと也。（『闕疑抄』）
- D 逍遥院 [三条西実隆]・称名院 [同公条]・三光院 [同実枝] 等も古注をまじへてよむ事あり（後水尾院の『伊勢物語御抄』）

これらの発言を見ると、宗祇・三条西家流の伊勢物語注釈の中の、冷泉家流古注に一致する曲解的な解釈も、例えばAのように「サシタル人ニテモナキ物」のためのものであったと理解すると、この矛盾する状況に説明がつく。そうで

あれば、例えば『肖聞抄』の聞き手である肖伯は、Aにいう「よき門弟」ではないかという問題も生じてくるが、『肖聞抄』のような、かなり広く流通した注釈は、必ずしも一番大事な秘密まで暴露しているとは限らないように思われる（これは、大きな飛躍であるが、ちょっとの間はどうぞ一緒に跳んで下さい）。そう考えると、Cにある「道に執心ふかき人」のための説は、どこか舞台裏に守られており、例えば口伝や切紙の形でしか伝えられなかったのかもしれない。それならば、正統の説はどういうものであったかという問題は残る。そうした疑問に光を投げかけるものとして、『伊勢物語器水抄』を見てみることにする。

四

焦点としたいのは、上掲の「内理三伝」の中の第一番の虚実の大事である。結論を先に言うと、虚実の問題に就いての口伝は、偶然でありえないほど旧注の矛盾やこじつけを解決できるものだと思う。

虚実の口伝が最初に記されるのは、業平と二条後の関係を描く第三段から第六段までである。これらの段は勿論、段末注記のために二条后とつながっているが、『闕疑抄』は各段のコメントの冒頭に女を二条后、五条わたりの屋敷の主を染殿后とする。しかし、『器水抄』の第三段についての口伝には、次のように記される。

口伝云此段々に虚実といふ大事の伝授あり。其故は、此段は虚段也。惣じて二条后など、実名をあらはしたる所々、皆虚也。女とばかりありて、其名なき所は実也。此物語は実を虚に作なしたるといふは、此事也。若二条后へ業平密通実ならば、名をあらはす間敷也。此習をしらぬものは二条后へも密通の例ありと思ひなし、我が好色の方人にて邪路に入ものおほし。又これを道にいひ叶へんとて、礼記法を引き用ひて二条后父長良卿にもとがを負せ業平をも不義第一の好色人にしなし奉るは、此物語の虚実の習を受ぬゆへな

り。ゆめゆめさにはあらず。

そして、第五段には、

是も虚説也。されどもかやうにおもしろく表にかきなしたる也。^{あはれ}

それから、「いといたくこゝろやみけり。あるじゆるしてけり」に対して、

あるしは染殿の后也。心やみも染殿后の心やみなり。業平の哥を染殿后きゝ給ひて、心にいたましておほしめして、通路をゆるし給ふとなり。かやうの事をゆるし給ふへき事にもあらねどこれ作物語のならひにてある也。

のような解釈が記される。

これらの口伝は、宗祇・三条西家流旧注のでたらめな登場人物の名づけ方に慣れた人には、思いがけないものであろう。第三段の口伝は、前に示した『闕疑抄』の「実をば實にし、虚をば虚にみれば、あひまぎるる事なし。是此物語の口伝也。」をよく説明するのである。同語反復に見えた発言は、口伝の内容ではなく、その枠組や意図を表す発言であったと考えられる。これらの記述に際立っていると思えるのは、道徳への関心がまだ残るとしても、ある段を「虚説」と断言することにより、不道徳的な含意が取り消されるようになっていることである。そして、第五段等の口伝は、「実を虚にする」原理的根拠を暗示する。「されどもかやうに面白くあわれに書きなしたるなり」というところからは、文学的有用性が道徳的有用性に優先していることが分かる。

第四十九段の業平と妹の話に付けている口伝は、更に興味深く思う。

口伝云、此段にも三重の奥義あり。一重は諸抄に記す所の趣、業平妹に憐愍の心也。恋にはあらずと云説。二重には恋慕の心なりとみる。其故は物語の文章をまげずしてありのままに見れば恋の心得也。業平、妹に恋慕し給ひつると云はあまりなるやうに覚ゆれば、摺て憐愍といふ也。三重は、此物語は虚実相交わりてかきたれば、伝授の人ならでは此所すみにくきもの也。此

段、第一にむつかしき心得有る所也。伝授する人も稀也。仰此所は虚段也。業平妹に恋慕の心決定してなき事也。世上の思ひかけもなき事なれば、しるしたる也。これ作物語ならば也。若いささかも其気ざし実に有らば、かきしるすまじき仔細をよくよく工夫すへし [中略] まつ一重の通りの説には、此段は妹をめくみ兄を敬ことを書き。兄弟は五倫一なりといへり。是表の説なり。

ここには、口伝の創始者が「憐愍・感謝」の解釈の弱さを認める証拠だけではなく、伝授制度の組織を見ることが出来る。伝授にはレベルがあり、その最高のレベルまで達することは難しいことと、最低のレベルは学統の表向きの解釈であることを示す。もしこの口伝が何らかの正当性をもっているのであれば、この最後のポイントは、『肖聞抄』・『惟清抄』・『闕疑抄』等の主流の旧注にも表向きの説しか載っていないことを暗示すると思われる。

第六十九段にも、いくつかの口伝が付載される。

口伝云此段にかきらすならひありといへとも、別 齋宮に業平密通の事は習あるなり。江次第十四に齋宮はらに師尚を生しむるよしあれと、それは此物語を実に立ていふ也。其上口伝の極位は業平下り給ふ時京より女をつれて齋宮にあつけ置給ふ事也。それをはかりて齋と作なせり。齋宮といへは実事かいつはりとなるゆへなり。此大事は実名ある事也。虚とさたまりたる事なれば、却て齋宮といふなり。又狩の使の事は国史にのせず、たゞ伊勢にくたり給ふとみるなり。作物語なれば実事にみる事かへりて本意にそむけり。国史を証拠とするなり。これ伝授のおもむき也

また何事もかたらはぬに

愚見抄云実義なきと云心也但神慮に憚て顕にいはぬにや。或説に業平の子師尚は此齋宮の腹也。師尚は高階峯緒の養子に成けり。系図にも高階氏に書た

り。此いはれにより高階氏の人は末代にも伊勢の神宮にまいらぬ事といへり。齋宮をおとし奉りて儲たる者の子孫たるによつて也。

右愚見抄の説も物語のおもてむきをしるせり。又高階氏の人末代まで伊勢はまいらぬといふ事、此物語を其比にも実なりと思ひて口伝もならはすして伊勢神宮を憚てまいらぬ也。文盲のわさなれとも、すてに思ひならひてよりはそのあやまり正きになれり。たとへ実に齋宮のはらならは猶々まいるはつ也。よくよく工夫すへし。

齋宮は水のおの御時、文徳天皇のむすめ、これたかのみこのいもうと

口伝云此一句は作者の詞也。此段も虚説なれば其名をあらはせり。実義は京より女を供してくたり給也。此習をしらぬゆへに実に齋宮をおかし給ふと人おもへり。大非也。

そして、七十五段の女は齋宮であるという主張は余計となり、口伝では退けられる。

口伝云此段は伊勢の国にての事にあらず、京にての事也。業平伊勢へくたり給ひし時、ある女をさそひ給ひけれとも、心たにかはらすはこひしき心はなくさむへしとよめり。此哥をよみかはせしも京にての事なり。いせの齋宮なりなど、いふは見あやまりたり。むかし男いせの国に女をゐていきてあらんといひければ、その女のよめるとかなを入れてみるへし。これ口伝也。さならねはゐていきてといふ事すまぬなり。此段の詞に齋宮の事なりといふ心みへず。しかるを一人齋宮とあやまるよりして注釈する人それにしたかへり。これ口伝の説也。しかれ共おもての説をかきしるして後に口伝をしるすのみ。

五

伊勢物語旧注の解釈と『器水抄』の口伝の解釈との対照は示唆的であると私は思うが、問題は勿論多く残る。特に、『器水抄』の七十七ヶ条の口伝は、何に

由来するのであろうか。二条家流の解釈を「当流」として、その解釈への尊敬を示す作者、そして「実澄云」の解釈までアクセス出来た作者が、同時に自分の発想をもとにして全く関係ない口伝を作ることはあり得るであろうか。それは、私には考えにくいように思うが、一方、正統な伝授を受けた人が、たとえ自分の家の中に対してでも平気で暴露することも考えにくいであろう。

成立をめぐる問題には依然課題が残るが、この口伝の存在は、伊勢物語の享受史の特質の一側面を端的に示す、意味深いものだと思う。特に虚実の問題に関する口伝は、口伝を受けた人に伊勢物語の核心にある謎（つまり、そのジャンル上の曖昧さ）に対し、解決をもたらそうとする。これは当然口伝を受けない人との差別化を起し、そこに口伝の意義がある。

最初に述べた旧注の根拠のないように見える登場人物の比定は、その他の点では冷泉家流古注の荒唐無稽な読み方の拒否を裏切るように見えるが、そのような不調和は特定の場合に起こるようである。すなわち、近親相姦、天皇への不敬罪、そして神への不敬罪などの、極端にみだらな行為を抹消しなければならない場面に生じて来る。口伝においては、これらをすべてフィクションとしている。そのため口伝を受けた人は、これらの場面におけるタブーに関して悩む必要がなくなる。旧注の、初心者(?)の為に道徳的教訓を引き出すための信じたがたい解釈を厭わないというあり方は、儒学的道徳観の賞賛に見えるが、器水抄に記される「執心深き人」のための口伝を介在させることにより、口伝の創始者の考え方は後の儒学者の道徳観とは相違していることが理解され、それらと区別することができると思われる。口伝の創始者は、古注に見えるような事実の絆から物語を開放し、そのスタイルの面白さ、筆勢等に焦点をあて、通常考えられないような環境から生じる歌を「物語(フィクション)」として鑑賞できるようにする。伝授を受けた人の注意をもう一度、学統の核心的な関心であるべきところへ戻そうとする行為であったともいえるであろう。

[注]

- 1) 大津有一『増訂版 伊勢物語古注釈の研究』（八木書店、昭和61年）428頁～436頁。田中宗作、『伊勢物語研究史の研究』（パルトス社、平成3年）56頁～90頁。山本登朗「解説」、『伊勢物語集注 2』鉄心斎文庫伊勢物語古注釈叢刊第8巻（八木書店、平成2年）520頁～521頁。
- 2) 『器水抄』の序は以下のように記される。
「此物語に内理三伝外事三難といふ事ありまつ三伝とは一には物語の虚実の事二には御神現形の事三にはみやか事りの事也内とは此三つほかの事にあらず此物語に始てかき出せるなれば内といふ也理とは事の上にあらず理を以てかきたればいふ也是則此物語の心頭の眼目也其故に内理と云なり
外事三難とは一にはしほじり二にはあくた川三には右近の馬場ひをりの日此三つは伊勢物語以前よりある事にて其以後にしれ難事なれば外事の三難義といふ也此六ヶ條は家より外へ伝へからず」
（『伊勢物語器水抄』からの引用は、国文学研究資料館のマイクロフィルム 48-20-2による。）
- 3) 『伊勢物語闕疑抄』からの引用は、片桐洋一『伊勢物語の研究 資料編』（明治書院、昭和43年）による。
- 4) 青木賜鶴子「室町後期伊勢物語注釈の方法—宗祇・三条西家流を中心に—」、（片桐洋一編『竹取物語・伊勢物語』国書刊行会、昭和63年）、同「三条西実隆における伊勢物語古注—『伊語聴説』『称談集解』に触れつつ」『百舌鳥国文』6号（昭和61年）。
- 5) 木戸久二子「『伊勢物語』冷泉家流注釈と『和歌知顕集』と—その相違点をめぐって」、『中古文学論攷』13号（平成4年）。
- 6) 『伊勢物語』からの引用は、神野藤昭夫、関根賢司編『新編 伊勢物語』（おうふう、平成11年）による。
- 7) 片桐洋一『天才作家の虚像と実像 在原業平・小野小町』新典社、平成3年、55頁～56頁。

* 討議要旨

伊井春樹氏は、口伝が、儒教的・道徳的な規範によってまとめられている傾向があるとし、元禄期以降の古典注釈にも同じ傾向が認められるとした。その上で、『伊勢物語』の古注釈においては、登場人物をモデルと同定できる場合と、「ある女」という形で表され、作品中では誰と特定できない登場人物に、具体的人物名を挙げる場合があるが、口伝ではこの二つの場合を解釈する場合に違いがあるのかということを問うた。特に、不道徳的な行為に関わるとき、この二つの場合ではそれぞれどのように処理しているのかということについての質問であった。それに対して発表者は、ほとんどの口伝は歌を詠むことに関しているものであり、物語の虚実に関する記載も実際は少なく、発表者の意見ではむしろ、口伝においては道徳的な問題を取り上げていないということ述べた。伊井氏は更に、口伝に「三重の奥義」があるという記述があり、口伝には段階があるようだが、口伝が語られたものだとしたら、どんな伝え方をしたものなのかと問い、それに対して発表者は口伝にはレベルがあり、例えば京都大学所蔵の中院家『伊勢物語不審覚書』に見られる、二条家の解釈の取り扱いなどをみると、三重目の奥義には達していないことが確認できると答えた。それを受けて伊井氏は、レベルはあるが、伝えるときにはすべてを語るというやり方であることを確認し、発表者もそれに同意した。